

## 文化審議会文化政策部会 くらしの文化ワーキンググループ 意見のまとめ

- 本ワーキンググループでは、文化芸術振興基本法にいう「生活文化」(茶道、華道、書道その他の生活に係る文化)及び「国民娯楽」(囲碁、将棋その他の国民的娯楽)について、とりわけ衣食住に係る文化を重要な対象分野として取り上げることとし、それら我が国の生活に根差した文化を「くらしの文化」として包括的に捉え、その振興方策について検討した。
- その際、指定文化財には至らないものの失われつつある伝統的な「くらしの文化」の保護及び伝承を図るとともに、創造都市<sup>1</sup>や創造産業を含め、現在・未来の創造活動によって形作られる「くらしの文化」の振興を図ることとし、それらの文化的資源を観光振興や地域振興、雇用創出、文化発信につなげる観点からも検討した。

### 1. 「くらしの文化」をめぐる現状、課題等

- 悠久の歴史の中で営まれてきた人々の生活により形作られてきた「くらしの文化」は、我が国国土の成り立ちや歴史的経緯とも相まって独自の風土を形成するとともに、その独自性や地域性に由来する固有の文化的価値を形成してきた。
- 他方で、「くらしの文化」は、まさに生活に密着したものであるがゆえに、様々な社会変容の影響を強く受けやすいものである。生活様式の変容に伴う伝統的な文化と現代の暮らしの乖離、少子高齢化や過疎化に伴う継承者の減少、核家族化や地域コミュニティの崩壊等により文化の伝承力が低下しつつあると考えられるが、その傾向に歯止めをかけ、「くらしの文化」の再興を期することは、上記の固有の文化的価値を保持し、豊かな文化的生活を確保する上で喫緊の課題となっている。
- 茶花香は代表的な「生活文化」とされるが、少なくとも昨今の若者にとっては生活の一部となっていない。茶道、華道等は分かる人がやれば良いといった意見もあるが、一度体験することによりそれらの文化的価値に触れてみるのが重要との意見も強い。
- 衣食住に係る文化に関しては、それぞれ例えば次のような課題が挙げられた。
  - － 衣:「ファッション」に対する認識の問題、着物文化の位置付け
  - － 食:日本料理の伝承の厳格さが特に海外への普及を妨げているとの問題意識
  - － 住:指定文化財に至らない町並みや町家等の衰退、都市計画等の一律規制
- 一方で、外国人から見た場合、我が国では長い歴史の中で伝統文化の継承に成功すると同時に、伝統文化とハイテクを巧みに融合させている面もあるとされる。

<sup>1</sup>文化の視点から都市の潜在力を喚起し、地域資源を活かして創造的に都市の振興を図る取組。文化庁では、文化芸術のもつ創造性を産業振興、地域振興等に領域横断的に活用し、地域課題の解決に取り組む「文化芸術創造都市」の取組を支援している([http://www.bunka.go.jp/ima/souzou\\_toshi/index.html](http://www.bunka.go.jp/ima/souzou_toshi/index.html))。また、ユネスコ(国連教育科学文化機関)が、クリエイティブ・シティーズ・ネットワーク事業を実施している。

## 2. 「くらしの文化」の振興に係る方向性

- 本分野においては、文化行政の新たな対象領域として、包括的な実態調査によって現状を把握した上で、「くらしの文化」の性格を踏まえ、生活様式の変化、少子高齢化や過疎化、経済情勢の変化をはじめ様々な社会変容がもたらす影響を検証する必要がある。
- その上で、①発掘・再興、②連携・交流、③発信の局面に応じた振興方策を検討することが肝要である。
  - ① 発掘・再興の局面においては、地域の文化的資源を発掘し、その文化的価値を保持しつつ観光振興や地域振興に活かす観点や、既に消失の危機に瀕している「くらしの文化」を特定し、継承者の養成を含め再興を図る観点が重要である。
  - ② 連携・交流は、異なる文化同士の接触を通して新たな文化的価値の創造をもたらすことに加え、相互の文化の発展や再発見にも寄与する。例えば、創造都市や創造産業の振興を図る際には、当該都市や産業の内部における連携・交流に加えて対外的な連携・交流を促進することが重要である。この視点は、「くらしの文化」の領域における伝統的な文化と現代的な文化との関係にも当てはまると考えられる。
  - ③ 文化発信の局面においては、前提として自文化に関する十分な理解を促しつつ、関係機関とも連携の上、内容と手段の両面において対象の特性に応じた効果的な発信を図る必要がある。
- 「くらしの文化」は、人々の日常生活に密着しているものであるため、文化財保護行政のような堅固な手法にはなじみにくい分野である。国としては、税制優遇、振興法制、競争的資金の配分、顕彰等によるインセンティブの設計、民間で既に行われていることの障害除去や活動支援、地方公共団体等の創造性の喚起について特に検討すべきである。その際、「新しい公共」の力も活用した新たな方策を検討する必要がある。
- これらにより、文化庁として、概ね3年程度をかけて「くらしの文化」振興のフレームワークを構築することを当面の目標とすべきである。

## 3. 具体的施策

- 「くらしの文化」の振興に当たって必要な具体的施策に関する本ワーキンググループの主な意見は以下のとおりである。

### (1)「くらしの文化」に関する調査研究の推進

#### 【データの収集】

- 国内における振興や海外発信の方策を講じるためには、まず、振興すべき「くらしの文化」、海外に発信すべき「くらしの文化」を明確化するとともに、既存の活動を一元的にデータ化することを含め国として基礎資料をまとめる必要がある。
- 食文化について言えば、例えば、各地の伝統料理について文化的な観点から調査・検証し、それらの料理を「地方伝統料理」といった呼称で認定する仕組みを検討すべきである。

## 【アーカイブの整備】

- 「くらしの文化」において既に人知れず消失してしまったものがあることを想起すれば、アーカイブは早急に検討すべき事項である。従来の取組を情報として集約し、全体像を把握しつつ意識的な保存を図っていく方策を検討する必要がある。その際、データベース化を図る場合には、統一的なデータ基準が必要である。
- アーカイブは、現物保存とともにデジタル化し、なるべく無差別に保存しておくことが重要である。
- 衣食住をはじめ、和洋折衷による我が国の生活様式は世界でも希有なものであり、歴史的価値を有するものはもとより近現代の生活に根差したものも含めて、何らかの形で記録として遺すべきである。この点、個別分野におけるアーカイブに関し、以下のような意見があった。
  - － 現物もしくは映像による洋服のアーカイブも必要である。
  - － 料理や木造建築の場合には、レシピや図面により再現性を保証する形でなければ意味をなさない。
  - － 我が国の建築は、海外からも鑑賞ツアーが組まれるほど注目されており、例えば一定の建築設計データを集積しウェブ上で公開することも一案である。
  - － プロダクト・デザインもアーカイブとして遺していくことが重要である。

## (2)「くらしの文化」の担い手・団体の育成・支援

### 【担い手の育成】

- 我が国の伝統的な「くらしの文化」を再興するためには、供給サイド(作り手)と需要サイド(使い手)双方の担い手(継承者)の育成が不可欠である。
- 作り手としての担い手の育成を図る上では、例えば伝統的な料理技術・技法を持つ料理人、地場産品の生産・販売者、着物の生産技術を持つ職人等、生産過程で必要となる伝統的な技術・技法を保持する継承者の養成が求められる。その際、伝統的な技術・技法を活かしながら、新たな創造につなげていく視点も重要である。
- 使い手としての担い手の育成を図る上では、例えば、衣や食の作法等、子ども時分からいかに触れさせるかが肝要である。伝統的な生活空間が減少する中、実体験の機会を充実することや、きっかけづくりにおいて学校教育の場を活用することも必要である。その際には、そのような機会を提供すべき親や教師が伝統的な「くらしの文化」に必ずしも精通していないことに留意する必要がある。
- 次代の担い手たる若者に対しては、何より本物の体験を通して、伝統的な「くらしの文化」の本質、文化的価値に対する理解を促すことが重要である。ただし、きっかけづくりや導入としては、ゲームやインターネットを活用するなど若者が親しみやすい手法を工夫することも考えられる。
- そのほか、「くらしの文化」の担い手の育成に関して、以下のような意見があった。
  - － メディアが担う「情報文化」よりも、むしろ「体験文化」が必要である。例えば、生き物や自然と対峙する農業のように、体験を通して都合の悪いことも受け入れ、乗り越

えて自分の生きる糧にしていく力を身に付ける必要がある。

- － 裾野を拓げるためには、当該分野においてスターを輩出することや、ドイツのマイスター制度のような称号等のインセンティブを付与することも有効である。
- － オーストラリアの国立博物館では、過去から現代の暮らしを並べて展示する中で先住民の「くらしの文化」も展示しているが、時代の変遷の中で変化に適応することで逆に永続する伝統もある。また、来館できない人のためにウェブサイトでの情報発信も大切な取組である。

### 【支援手法の検討】

- 従来、建物等ハード面では各省庁の補助や助成が存在したが、地域資源の発掘や団体の立ち上げに対する支援策は未だ不十分であり、その拡充が求められる。
- 文化財には満たないものの、街の文化的景観を構成する町家や古民家等伝統的な建築物の保存・再生を促進するなどの税制優遇について検討する必要がある。
- 海外において「くらしの文化」を含む日本文化の普及に貢献した研究者・団体に対する顕彰制度を充実すべきである。
- そのほか、支援手法に関して以下のような意見があった。
  - － 必要経費が助成されるとしても立替えて進める必要があり、特にNPO法人等は金融機関の融資が受けられないため、精算払いは問題である。
  - － 例えば、地方公共団体やNPO法人主催の講演会の中には資金面で開催中止を迫れているところがある。例えば文化人リストを作成して登録者には年に数回程度無償で講演をしてもらうなど、費用のかからない仕組みをつくることも一案である。

## (3) 創造都市の推進と創造産業の振興

### 【創造都市の推進】

- 創造都市については、市民の協働を促す観点が重要であり、市民団体が企画から運営まで主体的に行うことによって経験とノウハウの蓄積を図るべきである。また、多数の地方公共団体が主体的に地域性を活かした創造都市としての発展の可能性を追求しているので、国としては、税制優遇等によるインセンティブの設計や、省庁間縦割りの弊害等の阻害要因を除去するといった側面支援に注力すべきである。
- 創造都市の推進を図る際には、経済的インセンティブや文化的インセンティブを導入して創造人材の集積を促す必要がある。また、芸術家、地域住民、観光客が一体となった創造都市の形成を目指す上で、一定期間、国内外の芸術家が滞在して制作活動等を行うアーティスト・イン・レジデンスの環境整備も有効である。
- 創造都市を推進するための取組として、芸術祭等のイベントは、地域の活性化や市民ネットワークの強化に資するものである。ただし、一過性のイベントから脱して継続的な取組とするとともに、地域振興、観光振興等との連関を強化するなど地域に根差したものとする仕掛けが必要である。また、訪日観光客を呼び込むためには、各地の芸術祭を同一時期に集中させることも一案である。

- 我が国の都市は特徴が出しにくいいため、創造都市もさることながら、都市間連携や、例えば「創造地域圏(creative region)」等、歴史的・文化的なつながりの強い地域を対象とした広域連携の枠組みを設定すべきである。

### 【創造産業の振興】

- 建築、ファッションデザイン、工芸等の創造産業については、従来、流通促進等のための産業政策の一環として捉えられてきたが、都市間競争が激化する中で、今後は創造性を重視した文化政策の一環としても一層の振興を図っていく必要がある。
- 例えば、世界のファッション界に伍していける若手デザイナーや世界で通用する料理人の育成、また、それらの創造性を一層高めるための支援の在り方について、公的支援の是非も含め、今後検討が求められる。
- 我が国の良さとして、文化の自律性が保たれており、経済一辺倒にならない点が挙げられる。創造産業の振興に当たっては、双方のバランスを考えて世界やアジアにおける立ち位置をいかに定めるかが重要な戦略となる。
- 創造産業では、小規模の事業所で活動する人やフリーランスが多いため、人材確保の観点から社会保障の充実が期待されるとともに、人材育成面においては知的財産、契約に関する教育も重要である。
- そのほか、伝統工芸品<sup>2</sup>に関しては、伝統的な技術を保存するだけでなく、その技術を活用した創作活動も創造産業のくりに位置付け、経済産業省とも協力して振興を図るべきである。

## (4) 観光振興や文化発信に資する環境整備

### 【観光振興、地域振興】

- 我が国には、地域の食を含め暮らしに根付いた文化であって、歴史や伝統文化に裏打ちされた潜在的な観光資源であるものが多くある。観光振興の視点を導入し、例えば古民家を再生することによって「くらしの文化」を遺しつつ地域を活性化すれば、文化の継承のみならず雇用の創出にもつながる。
- 文化的資源を活用して観光振興を図る上では、以下の指摘を踏まえ、受入れ施設及び体制の整備を具体的に進める必要がある。
  - － 美しい町並みはあっても日本らしい受入れ施設が伴っていない点が課題である。
  - － 受入れが修学旅行等に偏ってしまっている。大人に喜んでもらえる仕組み、外国人にも本物を体験してもらえるような仕組みが必要である。
- なお、場合によっては観光により文化的価値が損なわれてしまうことにも留意が必要である。そのためには、伝統的な暮らしに根差した文化やその文化的価値に対する正しい理解が求められる。
- 地域資源の発掘や地域文化の発信は、地方公共団体にとって重要なテーマである。

---

<sup>2</sup> 文化財保護制度において保護されるものとして「美術工芸品」や「工芸技術」があるほか、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」に基づき経済産業大臣により指定される「伝統的工芸品」がある。

その手法としての地域資源のブランド化については、欧州の原産地名称保護制度<sup>3</sup>のような仕組みや、地域団体商標制度<sup>4</sup>の活用も有効である。地域の文化産品を継続性あるビジネスとして成立させていくための支援も必要であり、国としては、広域連携による取組を支援することも求められる。

- 地域密着型の祭りは、コミュニティの形成に資するものであるとともに、そこに若者が参画するきっかけともなる。地域の祭りの振興策を検討するとともに、若者の祭りへの参加を容易にする方策についても留意する必要がある。

#### 【文化発信】

- 「くらしの文化」に関する情報を含め、観光に関する情報を外国語で記載したホームページを関係機関・団体において充実させ、例えば文化庁のホームページにリンクを貼るなどの形で外国向けのポータルサイトを作成することが有効である。その際、海外でも多くの若者が興味をもつアニメや漫画といった大衆文化を切り口として、その背景に伝統文化があることをアピールするといった工夫をすべきである。また、文化を紹介するためには外国メディアの招聘も効果的である。
- 茶道、華道等の生活文化を海外に普及するに当たっては、民間の活動に加え、在外公館、海外駐在員等の協力を得ることが有効である。なお、海外に日本文化を紹介するに当たっては、各文化圏の特性、日本文化との親和性を考慮する必要がある。

#### 4. 留意事項

- 文化的資源を活用した観光振興、地域振興等の施策を講ずる場合には、関係省庁間の連携が課題となる。本ワーキンググループにおいて、省庁間連携の必要性は一致するところであるが、具体的な連携の在り方については部会等の審議に委ねたい。なお、本ワーキンググループでは、例えば次のような意見があった。
  - － 食文化を振興する観点からは、例えば伝統料理の普及を図る上での調理師法の制約、外国料理人に対するビザ発給の困難さ等の課題がある。文化庁は、省庁横断的な考え方をまとめ、文化振興の観点から関係省庁に提案していくべきである。
  - － 都市計画において公共事業費の一定割合を文化的側面に割り当てる「Percent for Art」等の方策を検討する際には、文化庁と関係省庁との連携が求められる。
  - － 「くらしの文化」を観光振興に活かすためには、美しい景観整備等も重要であり、そのためにも国土交通省（観光庁）をはじめ関係省庁と連携していく必要がある。
- 「くらしの文化」に関するアーカイブの必要性や、税制優遇、顕彰等によるインセンティブの設計に関しても、さらに審議を深める必要があるため、他のワーキンググループにおける関連事項とともに部会等の審議に委ねたい。

<sup>3</sup> フランスの原産地呼称統制制度(AOC; 農業製品、ワイン、チーズ、バター等に対して与えられる認証であり、製造過程及び最終的な品質評価において特定の条件を満たしたものにのみ付与される品質保証)等を参考として、伝統や地域に根差した特有の食品等の品質保証のため、欧州連合(EU)の法律により規定された制度。

<sup>4</sup> 地域ブランドを適切に保護することにより、事業者の信用の維持を図り、産業競争力の強化と地域経済の活性化を支援することを目的として、地域の名称及び商品(役務)の名称等からなる商標について、一定の範囲で周知となった場合に、事業協同組合等の団体による地域団体商標の登録を認める制度。(出典:特許庁ホームページ)